

次期総合計画検討に係る意見聴取支援業務 企画提案募集要領

1 業務の名称

次期総合計画検討に係る意見聴取支援業務

2 業務に関する事項

(1) 業務目的

令和7年度末(2025年度末)に改定時期を迎える本市の総合計画(基本構想、基本計画、実施計画)の策定に向けて検討を進めている。計画策定を市民の市政への関心向上や市政参画の機運醸成につなげることを目指し、本業務では主に「市民がこれからの神戸に期待すること」や「神戸ならではの将来に引き継いでいきたい魅力(モノ・コト・ヒト)」などを見出していくため、効果的な意見交換会やアンケート調査の企画・運営支援、広報ツールデザインの制作などの業務を行う。

(2) 業務の内容

別紙「次期総合計画検討に係る意見聴取支援業務 委託仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年1月31日まで

※本事業に係る令和5年度神戸市一般会計予算が成立しない場合は、契約を締結しない場合がある。

(4) 契約上限額

基本委託料のほか、成果に連動して委託料を決定する。

(基準額8,400,000円、下限額8,200,000円、上限額8,600,000円(消費税・地方消費税含む))

※見積金額は基準額8,400,000円を前提とする。

①基本委託料

金8,100,000円(消費税・地方消費税含む)

②成果連動型委託料

市民アンケートの回答数に応じて決定する。

回答数	委託金額
～3,999件	金100,000円
4,000～5,999件	金200,000円
6,000～7,999件	金300,000円(基準額)
8,000～9,999件	金400,000円
10,000件以上	金500,000円

※委託金額はいずれも消費税・地方消費税を含む

※市の広報媒体(広報紙、SNS等)やネットモニターなどのネットワークの活用、市が実施するイベントでの広報については、協議の上適宜実施する。

3 応募者資格

次に掲げる要件のすべてに該当する団体であること。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。

- (2) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
- (7) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (8) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当しないこと。
- (9) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- (10) 共同企業体による応募の場合は、代表者及び構成員が上記(1)から(9)を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。これを確認するために、全構成員の共同企業体結成同意書（様式9号）を提出すること。

4 事業者選定スケジュール

- (1) 応募書類等の配布： 令和5年2月20日（月）
- (2) 参加申込及び質問受付締切： 令和5年3月9日（木）17時30分
- (3) 質問に対する回答： 令和5年3月15日（水）予定
- (4) 企画提案書の提出期限： 令和5年4月5日（水）17時30分
- (5) 提案審査会： 令和5年4月中下旬予定
- (6) 選定結果通知： 令和5年4月下旬予定
- (7) 契約締結： 令和5年4月下旬予定

5 応募書類等の配布

- (1) 配布期間 令和5年2月20日（月）から令和5年3月9日（木）まで
- (2) 配布場所 神戸市ホームページにて掲載
- (3) 配布書類 ①企画提案募集要領（本書）
②委託仕様書
③各種様式（様式1号～9号）

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 参加申込手続き
 - ア 受付期間 令和5年2月20日（月）から令和5年3月9日（木）17時30分まで
 - イ 提出書類 別紙「参加申込兼資格確認書（様式1号）」
※共同企業体の場合は、共同企業体を代表する者のみが提出すること。
 - ウ 提出先 「10 問い合わせ先」のとおり
※Eメール等により提出

(2) 質問の受付

- ア 受付期間 令和5年2月20日(月)から令和5年3月9日(木)17時30分まで
- イ 提出書類 別紙「質問票(様式2号)」
- ウ 提出先 「10 問い合わせ先」のとおり
※Eメール等により提出
- エ 回答方法 参加者全者に対し、令和5年3月15日(水)までにEメールにより
回答予定

(3) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 令和5年4月5日(水)17時30分必着
- イ 提出書類 ①企画提案書(参考様式3号)
②見積書(様式自由)
③業務実績調書(参考様式4号、様式自由)
④業務実施体制表(参考様式5号、様式自由)
⑤予定スタッフの経歴・従事業務調書(参考様式6号、様式自由)
⑥共同企業体結成届出書(様式8号)※共同企業体の場合のみ
⑦共同企業体結成同意書(様式9号)※共同企業体の場合のみ
⑧法人・団体概要が分かる資料
⑨その他補足資料(任意)
- ウ 提出先 「10 問い合わせ先」のとおり
※PDFファイル等、Eメールにて提出すること。

7 選定に関する事項

(1) 提案審査会

- ア 実施時期 令和5年4月中下旬に神戸市役所内にて実施予定
※開催形式含め、応募者に別途連絡
- イ 選定方法 ①提案審査会委員は、応募者が提出した企画提案書の内容に対する審査を行う。
②提案審査会委員は、以下の評価項目に沿って100点満点で評価を行い、各委員の点数の平均点を評価点とする。評価点が最も高い応募者を委託候補者とする。
※ただし、評価点が50点未満の場合は委託候補者として選定しない。

評価項目		評価基準	配点
全体評価	提案内容の 的確性、業務 内容の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様を的確に捉え、明確かつ具体的に提案しているか。 ・本市の状況を踏まえ、実現可能な方法となっているか。 ・業務の目的や内容等の理解度が高く、方向性が業務目的と一致しているか。 	20点
企画提案内容	意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムの内容や実施方法について <ul style="list-style-type: none"> ①事業の趣旨を踏まえ、市民の方、特に神戸の将来を担う若い世代が参加しやすい内容となっているか。 ②主に「市民がこれからの神戸に期待すること」や「神戸ならではの将来に引き継いでいきたい魅力（モノ・コト・ヒト）」等を見出せるような内容となっているか。 	20点
	アンケート	事業の趣旨を踏まえ、アンケートの回答数が十分得られるよう、市民の関心を惹くような企画となっているか。	20点
	広報	若年層を中心とした、出来る限り多くの人に訴求できるような提案内容になっているか。	10点
実施体制	人員及び実績	本業務を確実に遂行するために、管理責任者及び担当者が十分に配置されており、本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。	10点
	参考見積及び 工程の妥当性	積算根拠及び業務遂行のための工程の妥当性が確保されているか。	10点
地域性		提案者は、神戸市に本店、支店等を設けているか。	10点
合計			100点

ウ 評価点 審査の結果、評価点が最も高い応募者が複数いる場合は、当該応募者のうち、以下の評価基準の順に点数を比較し、点数が高い者を委託候補者とする。すべての評価基準の点数が同点の場合は、くじ引きにより決定する。

- ①「アンケート」の合計点数
- ②「意見交換会」の合計点数
- ③「全体評価」の点数

(2) 選考結果の通知

令和5年4月下旬を目途に、全ての応募者に結果を通知するとともに、神戸市ホームページ上で公表する。

8 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

9 その他

(1) 企画提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された書類について、予め提案審査会前に内容の確認を行う場合がある。

(3) 提出された書類は、返却しない。

(4) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

(5) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

(6) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(7) 企画提案書の提出後に、提案審査会への参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式7号）」を「10 問い合わせ先」までEメールにて提出すること。

10 問い合わせ先

神戸市企画調整局政策課 竹村、神田

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 市役所1号館12階

電話：078-322-6951 E-mail：tokku@office.city.kobe.lg.jp